

閲覧図書

令和6年度
(2024年度)

労務単価

土木工事設計単価資料

(令和6年3月1日より適用)

令和6年6月

奈良県県土マネジメント部

労務単価表について

1 はじめに

本資料は、奈良県県土マネジメント部が発注する土木工事及び設計業務等の積算に用いる労務単価のうち、奈良県県土マネジメント部が調査に参加した労務単価の一覧表です。

2 内 容

公共工事労務単価（以下、「労務単価」という。）は、農林水産省及び国土交通省の二省が所管する公共工事等について、令和6年3月に建設労働者の賃金等の実態を調査し、決定された公共工事設計労務単価（51職種）であり、奈良県でも二省で決定された労務単価を採用しています。

奈良県労務単価一覧表(令和6年3月1日以降適用)

奈良県で労務費調査を実施した単価のみを掲載する。

項番	職種	単位	単価	割増対象賃金比	摘要
公共工事労務費単価※					
1	特殊作業員	人	25,900	0.783	
2	普通作業員	人	21,900	0.847	
3	軽作業員	人	16,200	0.885	
4	造園工	人	25,400	0.771	
5	法面工	人	28,900	0.830	
6	とび工	人	27,200	0.854	
7	石工	人	36,700	0.905	
8	ブロック工	人	29,400	0.901	
9	助手	人	21,900	0.847	普通作業員の単価を準用する。
10	鉄筋工	人	27,100	0.884	
11	鉄骨工	人	25,900	0.815	
12	塗装工	人	28,900	0.833	
13	溶接工	人	30,700	0.827	
14	特殊運転手	人	24,800	0.793	
15	一般運転手	人	22,500	0.816	
16	潜かん工	人	35,000	0.940	
17	潜かん世話役	人	42,200	0.886	
18	さく岩工	人	28,900	0.697	
19	トンネル特殊工	人	43,300	0.961	
20	トンネル作業員	人	29,600	0.941	
21	トンネル世話役	人	43,900	0.948	
22	橋りょう特殊工	人	32,400	0.854	
23	橋りょう塗装工	人	31,900	0.861	
24	橋りょう世話役	人	39,400	0.791	
25	土木一般世話役	人	27,700	0.771	
26	高級船員	人	30,400	0.709	
27	普通船員	人	24,800	0.718	
28	潜水士	人	37,400	0.805	
29	潜水連絡員	人	28,300	0.854	
30	潜水送気員	人	29,600	0.864	
31	山林砂防工	人	26,400	0.716	
32	軌道工	人	44,200	0.821	
33	型わく工	人	29,600	0.893	
34	大工	人	26,600	0.886	
35	左官	人	27,700	0.876	
36	配管工	人	25,000	0.776	
37	はつり工	人	28,800	0.825	
38	防水工	人	26,800	0.785	
39	板金工	人	27,500	0.790	
40	タイル工	人	23,300	0.780	
41	サッシ工	人	29,200	0.785	
42	内装工	人	29,500	0.831	
43	ガラス工	人	26,600	0.721	
44	建具工	人	26,700	0.708	
45	ダクト工	人	25,400	0.725	
46	保温工	人	27,000	0.794	
47	建築ブロック工	人	28,400	-	
48	機械工	人	30,700	0.827	溶接工の単価を準用する。
49	電工	人	23,900	0.724	
50	設備機械工	人	26,000	0.815	
51	交通誘導警備員A	人	16,700	0.851	
52	交通誘導警備員B	人	13,900	0.904	

奈良県労務単価一覧表(令和6年3月1日以降適用)

項番	職種	単位	単価	割増対象賃金比	摘要
53	普通作業員(外業)	人	21,900	0.847	普通作業員の単価を準用する。
54	普通船員(外業)	人	24,800	0.718	普通船員の単価を準用する。
鋼橋製作工労務単価に係わる標準賃金					
55	製作工(橋梁)	人工	奈良県においては国土交通省発表の「令和6年3月から適用する鋼橋積算基準の直接労務単価(鋼橋製作工)について」を準用する。 ※単価及び割増対象賃金比についての著作権は、本県に帰属しないため、掲載しない。		
設計業務委託等技術者単価					
56	理事・技師長	人	奈良県においては国土交通省発表の「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価について」を準用する。 ※単価及び割増対象賃金比についての著作権は、本県に帰属しないため、掲載しない。		
57	主任技師	人			
58	技師(A)	人			
59	技師(B)	人			
60	技師(C)	人			
61	技術員	人			
62	主任技術者	人			
63	地質調査技師	人			
64	主任地質調査員	人			
65	地質調査員	人			
66	測量主任技師	人			
67	測量技師	人			
68	測量技師補	人			
69	測量助手	人			
70	測量補助員	人			
71	操縦士	人			
72	整備士	人			
73	撮影士	人			
74	撮影助手	人			
75	測量船操縦士	人			
76	製図工(図工)	人			測量助手の単価を準用する。
77	測量主任技師(外業)	人			測量主任技師の単価を準用する。
78	測量技師(外業)	人			測量技師の単価を準用する。
79	測量技師補(外業)	人			測量技師補の単価を準用する。
80	測量助手(外業)	人			測量助手の単価を準用する。
電気通信関係技術者等単価					
81	電気通信技術者	人	奈良県においては国土交通省発表の「令和6年3月から適用する電気通信関係技術者等単価について」を準用する。 ※単価及び割増対象賃金比についての著作権は、本県に帰属しないため、掲載しない。		
82	電気通信技術員	人			
83	点検技術者(電)	人			
84	点検技術員(電)	人			
85	運転監視技術員	人			
86	SI電気通信技術者	人			電気通信技術者の単価を準用する。
87	SI電気通信技術員	人			電気通信技術員の単価を準用する。
機械設備工事積算に係わる標準賃金					
88	機械設備製作工	人	奈良県においては国土交通省発表の「令和6年3月から適用する機械設備工事積算に係わる標準賃金について」を準用する。		
89	機械設備据付工	人	※単価及び割増対象賃金比についての著作権は、本県に帰属しないため、掲載しない。		

(※) 公共工事設計労務単価の留意点

1	公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
2	本単価は所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3	時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない
4	本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分))、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
5	法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。